

江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例施行規則

平成19年12月13日

規則第87号

改正 平成23年12月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、マンション建設計画の事前届出等に関する条例(平成19年12月江東区条例第46号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(届出事項)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める建設事業に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設事業地の所在及び敷地面積
- (2) 事業者の住所及び氏名
- (3) 計画戸数及び住戸の型式
- (4) 入居時期
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(施設状況の公表)

第4条 条例第10条に規定する公共公益施設は、次のとおりとし、施設状況の公表は、毎年度行うものとする。

- (1) 小学校
- (2) 保育所
- (3) 学童クラブ
- (4) 江東きっずクラブ
- (5) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項第1号に規定する小学校の状況については、あらかじめ江東区教育委員会の意見を求めるものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。